



～相続対策のきほん～

税理士・行政書士・ファイナンシャルプランナー
村尾 法生



相続対策と聞いて、相続税の節税対策と思われる方が多いかもしれません。節税も必要ですが、まず考えないといけないのは遺産争い（争族）の防止です。過度な節税対策の結果、金融資産がなくなり遺産分割がうまくできず争族になったり、相続税の納税資金が不足してしまうことが考えられます。「争族対策」「納税資金対策」「節税対策」のバランスのとれた対策を実施しなければいけません。

1. 現状の把握と分析

相続財産の財産額（相続税評価）の確定と相続税額の試算を行う。

2. 遺産分割対策（争族対策）

争うことなく円満に遺産分割ができるように、「どの財産」を「だれ」に相続させるかを検討し準備することです。いくら生前に節税を行って財産をたくさん残しても財産を巡って争いになっては元も子もありません。相続が起きたときに一番悲しい出来事は、相続人間で争いが起きることではないでしょうか。また、争族になってしまうと相続税の特例である「配偶者の税額軽減」や「小規模宅地の評価減」が使えなくなり、結果的に相続税が高くなってしまいます。遺産分割を円満に行うためには、遺言書の作成が効果的です。また、分割しやすいように分割用財産を確保しておくことが必要です。死亡受取人が指定された生命保険金は遺産分割の対象財産にならないため争族対策に効果的です。

3. 納税資金対策

相続税の納税は、相続税の申告期限（相続発生から10月後）に現金で一括払いするのが原則です。例外として、分割払いの延納や、不動産や有価証券で納付する物納といった制度がありますが、あくまで現金納付ができない場合等の条件があります。たとえ、遺産分割が円満に行われたとしても、相続税の納税のために受け継いだ不動産を処分しなければいけないといった事があります。納税資金の確保のため、事前に処分できるものは処分することも検討が必要です。特に流動性の低い不動産が財産の大部分を占めるようであれば、早めに手を打っておく必要があります。また、不動産の有効活用や、利回りが低い資産を高い資産に組み替えるなど、できるだけ収入を増やし相続時に現金を残すようにしておくことが大切です。収入増によりある程度の現金が準備できるなら生命保険の活用や、相続人へ現金を生前贈与するなど、相続税の節税を兼ねた納税資金の確保に充てることができます。

4. 節税対策

相続税は、相続財産額が基礎控除額を超える場合に課税されます。改正により平成27年1月1日以降の相続については、基礎控除額が大幅に縮小され、相続税が課税されるケースが大幅に増加する見込みです。

（基礎控除額） 現 行：5,000万円 + 1,000万円× 法定相続人の数

改正後：3,000万円 + 600万円× 法定相続人の数

* 相続人3人の場合、現行8,000万円が、改正後4,800万円となり、3,200万円も縮小。

[主な節税対策の手法]

（1）生前贈与

相続人や相続人以外（孫）に贈与することで、相続財産を減らす。

（2）「カネ」から「モノ」に換える

賃貸用不動産の購入や賃貸建物の建築。建物の改装や修繕。墓地・仏壇などの購入。

（3）生命保険の加入、養子縁組。

5. 定期的な見直し

相続対策は、一度実行したら終了するものではありません。税制改正、ご家族の状況、不動産の状況、収入状況等の変化に応じて、定期的な見直しが必要です。

村尾法生税理士事務所（村尾法生行政書士事務所・合同会社村尾FP事務所）

〒604-8175 京都市中京区室町御池下ル円福寺町342-1 VOICE21ビル401号

TEL：075-708-5591 FAX：075-708-5592 E-mail：murao-kimio@tkcnf.or.jp